

それでは、町長より提出された「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いします。

議 長 追加日程第2「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和5年8月22日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。消費税法の改正による適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入に伴い、水道事業、寄簡易水道事業及び下水道事業の使用料算定方式を改める必要があるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

まず第1条、松田町水道事業給水条例（平成10年省令第3号）の一部を次のように改正します。

第24条中、「料金は」の次に「使用期間を算定した額」の次に「それぞれを合算した額」を加えます。

次に、松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてです。第2条、松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を、次のように改正します。

第4条中、「使用料は」の次に「使用期間1月につき」を算定した額の次に「それぞれを合算した額」を加えます。

松田町下水道条例の一部改正につきましては、第3条、松田町下水道条例の一部を次のように改正いたします。

第15条中、「算定した額」の次に「それぞれを合算した額」を加えます。

附則としまして、施行期日。この条例は令和5年10月1日から施行します。経過措置としまして、この条例による改正後の松田町水道事業給水条例、松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例及び松田町下水道条例の規定は、この条例の施行の日以降に確定する料金及び使用料について適用し、施行日の前日までに確定する料金等については、なお従前の例によります。

次に参考資料につきましては、今御説明したとおりで、それぞれ3種類ございます。最後のページに、先ほどの全協の資料を添付してあります。よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。追加日程第2議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。